

「和解」のないままに

—日系オーストラリア人強制収容が意味したこと—

永田 由利子*

1. はじめに

1941年12月8日、日本軍のマレー半島奇襲上陸、ハワイ真珠湾攻撃により、連合国管理下にあった地域の日本人住民が敵性外国人として拘束された。英連邦の自治領ではインドやマレーシア、シンガポールなどの地域でおよそ5,000人の日本人が拘束され、インドに抑留された。英國本土でも96人の日本人が捕えられ、アイリッシュ海に浮かぶマン島に収容された¹⁾。米国及びカナダ政府も大規模な強制収容政策を推し進め、およそ112,000人の日系アメリカ人、及び22,000人の日系カナダ人が強制収容を目的に強制転居という名の下に抑留された。南米においては、アメリカの指令によりペルー政府は在住の日本人約1,800人を強制収容し、アメリカの収容所に移送した²⁾。オーストラリアにおける日本人民間人の強制収容もこの世界的な戦時措置の一部であった。

第二次世界大戦中のオーストラリアにおける敵性民間人抑留は、オーストラリア史の中でも一般的にいまだあまり知られざる一例である。故ポール・ハスラック氏編纂の『第二次世界大戦中のオーストラリア』(1952年出版、計五巻、総約3,000ページ)の中でも戦時中の外国人取り扱いについての記述は巻末の付録で6ページ割かれているのみである。また、日豪関係史上でも、日本人抑留は戦前と戦後を結ぶ重要な史実であるはずだが、その全容は長い間空白になっていた。

本研究は筆者が南オーストラリア州のアデレード大学在学中に行った小さなオーラル・ヒストリー・プロジェクトで、同州に戦時中建設されたラブデー収容所跡地を訪ね、その地域の住民と元衛兵に聞き取り調査したことに始まる。その後、ア

ジア太平洋戦争中のオーストラリアでの日本人強制収容の全体像を掘り起こすプロジェクトへと広がり、日系人元抑留者探しで他州そして国外へと足を伸ばした。ドイツ・イタリア系オーストラリア人抑留に関する先行研究³⁾やアメリカ・カナダ日系人抑留に関する文献⁴⁾を参考にしながら、情報収集は元抑留者と収容所の元スタッフの聞き取り調査と公文書ファイルに求めた⁵⁾。このプロジェクトは最終的に博士論文になった⁶⁾。

アメリカ・カナダの日系元抑留者たちは「戦後補償」を勝ち取り、ペルーの元抑留者たちも現在、補償運動に取り組んでいる。またオーストラリア国内でも、イタリア系コミュニティには州政府のレベルだが、謝罪の言葉が出ている。

本稿の目的はまず、この博論を部分的に再構成し、オーストラリアの日本人・日系人の抑留の全容を概観する。次に、強制収容に対するこれら一連の「戦後処理」の動きを文脈として、オーストラリアの日系人抑留を位置づけながら、強制収容が抑留者にもたらした影響を考察する。

2. オーストラリアで抑留された日本人・日系人

当時のオーストラリアの日系・日本人社会は地域毎に小さくまとまっていた。強制収容は迅速にかつ徹底しておこなわれ、1,140人が抑留された⁷⁾。オーストラリアの収容所で抑留生活を送った日本人にはこのほかにも連合国政府との取り決めで、周辺の英領・蘭領・仏領地域で抑留された後、移送されてきた国外組3,160人が含まれる⁸⁾。中でも、蘭領インドネシア（蘭印）からの抑留者が一番多く、当時の日本の統治下にあった台湾（600余人）と朝鮮の出身者も含まれていた。彼らは「日本人」として蘭印政府によって抑留されたのである。朝鮮籍抑留者は日本名を使っていたため、そ

* クイーンズランド大学アジア言語研究学科

の数は確認されていない。オーストラリア政府は国外組抑留者を連合国への要請によって受け入れただけであり、抑留中の取り扱いに関する以外は法的責任を持たない。本稿では、オーストラリア政府によって抑留された国内組の日本人・日系人、特に日系二世の抑留経験に焦点を合わせる¹⁰。また、本稿の中でカテゴリーの総称として使う「日本人」には、様々なエスニシティが含まれるため、その多様性がとくに重要な意味を持つと思われる場合はカギ括弧を使い表記することにする。

3. オーストラリアの戦前の日本人社会

オーストラリアの日本人社会は北米や南米で見られた家族ベースの定着型ディアスボラ社会とは違い、日系人より在留邦人のいわゆる日本国籍保有者の割合が圧倒的に高い非定着型社会を形成していた。そしてその大半が真珠貝産業とサトウキビ農園に雇われた出稼ぎ労働者の男たちだった。彼らが形成するコミュニティはクイーンズランド州、西オーストラリア州、バーザンテリトリリーのダーリングトンに集中していた¹¹。また、中には、移民労働でやって来たが当初の職を離れ、都市部（ブリスベン、シドニー、メルボルン近辺）に流れ、自立して洗濯屋、ホテル、農園などに従事していた者も見られた。

契約労働者には家族同伴が許されなかつたため、オーストラリアへ渡った日本人女性の数は限られている。1901年の日本人の人口構成は男女比が男93%に対し、女は7%であった。南米で見られたような家族単位での開拓移民やカナダで見られた写真婚などによる花嫁の集団渡航はなかつた。抑留された日本人女性の中には日本人妻以外の日本生まれの単身女性も何人か含まれていたが、彼女らのほとんどはシンガポールやホンコンから日本人出稼ぎ労働者が集中する地域へ売られていったからゆきさんたちであった。最盛期の1890年後半から1900年代にかけて200人から300人のからゆきさんがいたと言われている。しかし、数は徐々に減り、今までの調査では、開戦時に抑留された元からゆきさんの数は6人で、彼女らは戦後本国に送還された1946年には、在豪年数平均48年が経っていた。

1920年代頃からは日豪の経済関係が活発になり兼松・三井・三菱などの商社や銀行がシドニーやメルボルンに支店を設けた。商業従事者には妻や家族の同伴が許されたので、在豪駐在員と彼らの家族を中心としたコミュニティがオーストラリアの都市部にも出来始めていた。

非定着型日本人社会の中にも、現地の女性と所帯を持ち、定住した者もいる。この定住者の中には契約労働者のみならず、小売商、洗濯屋、からゆきさんとあらゆるカテゴリーの日本人に見られる。彼らは二世を生み出した。しかし、オーストラリアの日系社会は小さく、あちこちに分散していたため、ブルームを除いては、北米・南米に見られたような日本人学校は見られなかった。ブルームでは、1919年から日本人の僧侶による土曜クラスが開講され、日本人家庭の子弟に日本語を教え、文化を伝えた¹²。

オーストラリアでも、北米で見られたように一世を日本へ教育を受けに行かせた日系家庭があつたが¹³、経済的にそれが出来ない家庭は現地の学校へ行かせた。戦時中、オーストラリアで強制収容されたオーストラリア生まれの日系二・三世は約100人いた。

1941年7月の外国人登録（16歳以上の者に義務づけられていた）では、1,175人が日本人として登録されていた。同月25日、米国での日本資産凍結に続き、翌26日には英連邦領土で日本資産が凍結された。この国際情勢の悪化に伴い、日本政府は7月と8月に海外在留邦人の引き揚げを行つた。オーストラリアからは主にシドニーやメルボルンの日本の企業駐在員とその家族が引き揚げの対象となり、開戦時まで業務を担当する最低の人数を残し、ほとんどが帰国した。契約労働者やオーストラリアをベースにした定住者とその家族は、日本の奇襲攻撃直後、敵性外国人として次々と連行された。そのほか、公使館・総領事館関係者21人（妻3人を含む）はメルボルン郊外で日本へ捕虜交換で帰国されるまで軟禁された¹⁴。

4. オーストラリア抑留政策

オーストラリアにとって、日本軍の攻撃はそれまでとは違う新たな戦争の始まりを意味した。日

「和解」のないままに

本人抑留は奇襲攻撃直後、ほぼ24時間以内に全国で一斉に迅速に、かつ、徹底して行なわれた。その背景には、まず、19世紀末からオーストラリアが長らく抱いていた「黄禍」に対する恐怖が真珠湾奇襲攻撃により現実化したことや、オーストラリアはかつて第一次大戦時にドイツ系住民に対し強制収容を行った前例があり用意周到であったことなどが理由として挙げられる。それに加え、それまで遙か彼方だった戦場が日本参戦により自分たちの国土に接近してきたことで、オーストラリア社会はパニック状態に陥った。連邦政府は、特に、オーストラリア北部地域に集中していた日本人コミュニティがサボタージュや利敵行為を起こす可能性があると憂慮し、政府は国防を理由に、日本人全員の強制収容を正当化し、立法化したのである。

同時期、イタリア系住民も地域によっては、かなりの数が無差別に抑留されたが、政府はイタリア系・ドイツ系敵性外国人の抑留に関しては、原則的にファシストなどの反動的組織に加入していることなどの、国家を脅かす「危険度」によって分類し、抑留の対象を決めた。しかし、日本人に対しては人種的偏見と排斥が色濃くでた無差別政策を採ったのである。これは、拘束率にもはっきりと現われている。外国人登録をしていたドイツ人の31%、イタリア人の32%が拘束されたのに対し、日本人は97%が拘束されている¹⁰。

オーストラリア軍部の諜報部や公安局は何年にもわたり日本人の活動を監視しており、とくに日本と内通している可能性のある人物に注意を払っていた。シドニーの公安部は次のように記している。

海外で生活している日本国民は、他国の国民に比べ、自国の領事館によってかなり厳しく統制されている。海外に住む全日本人は、日本の政策上利益になりそうな機密や情報を領事に報告する永続的な義務がある。これはすべての者に課せられた義務であると考えられている¹¹。

確かに、1937年から40年にかけて木曜島、ブリスベン、シドニーあたりの日本人会は祖国防衛基金や紀元2600周年記念行事の寄付金などを会員か

ら集め、領事館を通して送金していた¹²。

このような観察を背景に、オーストラリア政府は日本人にたいする戦時処置を開戦の半年以上前の5月9日に、「日本国籍保有者は、多くのドイツ人やイタリア人ほどは我国に同化していない」という理由で、「全員抑留」政策を採択していたのである。「日本人であること」、「日本人の血が少しでも入っている者」または「日本名を名乗る者」が国家の安全を脅かすものと考えられ、ほとんど例外なく強制収容の対象となった。例えば、木曜島の真珠貝産業で日本人と一緒に働いていたマーティン・ウエーリントン（アボリジニ）はトシオ・ナガノという日本名で日本人から呼ばれていた。開戦の際、彼は「日本人」トシオ・ナガノとして連行され、抑留された¹³。

開戦の翌年の1942年前半には、オーストラリア北部海岸の町6ヶ所が日本軍によって爆撃を受け、243人の死者を出した。また、ニュー・サウス・ウェールズ州南部からブリスベンに至る海岸線は潜水艦による船舶攻撃を受け、シドニー湾には日本潜水艦2隻が侵入、停泊していた船舶を雷撃した。これらのオーストラリア本土への直接的攻撃は政府の日本人にたいする戦時処置をより強硬にしていった。このような緊迫した状況で、日本人に間違えられ、連行され一時拘束された中国人も出た¹⁴。

オーストラリアのドイツ、イタリア系民間人抑留政策にはもともと70歳以上の高齢者やオーストラリア在住20年以上の敵性外国人は抑留しないことになっていた¹⁵。しかし、オーストラリア政府は日本人男性に対しては「年齢にかかわらず、…利敵活動に関する可能性がある」として、高齢者も連行した。日本人で真珠貝採取業に従事していた出稼ぎ労働者は一般に若かったが、他の日本人男性には長期滞在者・定住者がおく、7割以上は高齢者だった。

女性に関しては、政府は特別条項を設け、「女性は一般的に男性と比べて、組織的な利敵活動に関することはない」とし、ドイツ・イタリア系の女性は特別に危険分子と見なされた場合は除き、強制連行は免れた¹⁶。日本人女性の場合は全員が強制連行の対象となった¹⁷。また、当時の国籍法で「外国人と結婚したオーストラリア人の女性は外国

人」となっていたため、この「日本人女性」というカテゴリーには、日本人と結婚している非日系の妻も入っていた。

しかし、開戦の年の8月、軍部は日本人と結婚している白人の妻の抑留に躊躇を示した。彼女らも「日本人」と一緒に収容所に入れるかどうかで議論が起った。その結果、同国籍法の第18条により彼女らは英国籍の復活の手続きを踏むことで英國臣民の位置を獲得、そうすることにより、特別な証拠や理由がない限り、彼女らは強制収容の対象から外されることになった。このカテゴリーに入る白人妻がメルボルン・シドニーに10人ほどいたが²⁴、知る限り、全員がこの手続きをとった。この特別措置にも人種的偏見が色濃く出ていた。

5. 強制収容所

「日本人」抑留者は3箇所に分かれて収容された。単身の男性は南オーストラリア州の内陸部に建設されたラブレー収容所、家族組と単身女性はビクトリア州のタツラ収容所、そして真珠貝産業関係従事者²⁵はニュー・サウス・ウェールズ州のヘイ収容所で抑留生活を送った。オーストラリアの収容所に入った「日本人」抑留者の数は最高時4,301人になったが、1942年の8月、日英捕虜交換で、駐在商社員、銀行員、領事館関係者を含む計867人がオーストラリアを離れた。引き続き収容所に残った抑留者は出稼ぎ労働者や初期移民で、長く日本を離れ、すでに現地化した定住者が多かった。

抑留に対する不安や怒りは比較的平穏無事な収容所生活の中で次第に薄れていった。オーストラリア政府はジュネーブ条約捕虜取り扱い規約に基づき抑留者の取り扱いに気をつけたため抑留者の日常の生活にたいする不満は少なかった。食糧は豊富で「日本人」には主食の米も支給された。収容所内の運営は抑留者運営委員会にまかされ、愛国的日本人が運営の主導権を握っていた。柵内ではかなりの自由が許され、日本の行事も盛んに行われた。いずれの収容所でもオーストラリア管理本部は厄介な問題を起こさない限り、柵内の運営にはあまり干渉しなかった。タツラ運営委員会は、青年団を結成し軍隊まがいの訓練を行い、児

童には日本語・文化継承教育を行い、日本精神の高揚に務めた。イタリア人・ドイツ人抑留者は脱走の企てや内輪もめが深刻化し、管理本部を煩わせたのに対し、「日本人」はモデル・プリズナー（模範的捕虜）と評される程であった。

しかし、いろいろな文化的背景をもった抑留者たちが集められた生活環境の中では、自ずと心情や習慣の違いが折りにつけ表面化し、この日本の運営に全員がなじんだわけではなかった。二、三例を挙げると、日本人と台湾人の対立、またオーストラリア生まれの天皇に対する忠誠心をめぐって悪感情が浮上し、あつれきが生じた。また、生活習慣の違いから来る些細なもめごとは日常茶飯事だった。ブリスベン生まれ・育ちのオリエル・トリマル（日本人の父とスペイン系の混血）は「弟たちは日本人とうまく打ち解けていたけど、私たち（姉妹）はできなかった。私は日本人が嫌いだった」と当時を語った。

日本生まれで幼児の時オーストラリアに来たシドニー育ちのジョセフ・スズキ（日本人の父と白系オーストラリア人の母の混血）は抑留に対しての申し立てが通り、1944年8月に早期釈放された。釈放の際のインタビューで彼は次のように述べた。

私は骨の髄までオーストラリア人なんです。強制収容の何が嫌かと言うと、日本人と付き合わなければならぬことほど嫌なことはありませんでした。私と同じ境遇（日系の混血、または日本人の両親を持つオーストラリア生まれ）の仲間がキャンプにいなかったら、もっとつらかったと思います²⁶。

しかし、これらの対立やもめごとが決して大きな問題に発展しなかったのは、運営委員会がかなりの権威を持って制し、管理当局に知らせないようになしたことが元抑留者の証言からうかがえる。

1945年8月15日、日本敗戦のニュースを知らされた抑留者の反応は様々だった。オーストラリアの抑留者の中にもアメリカの抑留者や南米日系人社会で見られたように、日本の敗戦はデマだと信じようとしない戦勝派が出た。彼らと敗戦を信じる者たちとの間に感情的対立がしばらく続き、収

「和解」のないままに

容所内に緊張した空気が流れたが、大事には至らなかった。翌年2月から3月にかけて、本国送還が行われ、オーストラリア生まれ、またはオーストラリア生まれの妻・子どもを持つ日本人141人を除いてはほとんど全員が本国に送還された。

6. 戦後再定住

オーストラリアに残留が認められた「日本人」抑留者141人の構成は、日本生まれが48人、他はオーストラリア生まれだった。彼らは収容所を出たあと、元居住地への再定住を希望していた。しかし、戦後直ぐのオーストラリア社会では、日本軍によって虐待されたオーストラリア戦争捕虜[※]の帰還で新たな反日感情が高まっていたため、元居住地への帰還は、ほとばりが冷めるまで待つか、断念しなければならなかった。

ダーウィンは日本軍により60数回も空襲を受け、243人の犠牲者を出した[※]。このため反日感情が特に強く、ダーウィンへの帰還に関してはタツラの収容所管理局は忠告を促した。マスコ・ムラカミ（一世の父親とオーストラリア生まれの二世の母親）と夫（一世日本人ダイバー）は、戦後一時、西オーストラリアのコサックに留まった。しかし、ここでも彼らの家には、石が投げ込まれ、浜辺では彼らに向けて銃が火を吹き、学校では子どもたちが殴りつけられた[※]。最終的にダーウィンに再定住した家族は2所帯だけだった。

ブルームも1942年の3月と8月に日本軍の空襲を4度受けているので、反日感情が強かった。故ジミー・チャイ（中国人の父親と一世の母親）は1946年10月に収容所を出、ブルームへむかった。彼は回想する。

ブルームの波止場では白人住民が私に向かって『なんで戻って来た？　おまえの住む家などないぞ』と叫んでいました... 終戦後私は町に出られませんでした。みんなは旧軍人会館や町役場で会合を開いては『やつを日本に送り返してしまえ』と言っていたんです[※]。

1941年12月にはおよそ300人を数えたブルームの日本人社会も、戦後は3家族の9人だけになっ

てしまった。

木曜島も住民が強制疎開で立ち去った後、駐屯軍のパラック建設のため民家は取り壊され、ダーウィン抑留者と同様、家財は剥奪された。しかし、木曜島の日本人はダーウィンやブルームでみられたような反日感情は経験しなかった。その理由としては戦前の日本人コミュニティが島の真珠貝産業の中心的役割を果たし、島の経済への貢献度が高かったことや、島の他の住民も強制疎開に遭い、島全体が同じように戦争の痛手を受けていたことなどが理由として考えられる。戦前、島で醤油工場を経営していたヤマシタ家は全てを失った。長女エブリン（一世の父親と木曜島生まれ日本育ちの二世の母親）は、次のように当時を回想する。

何も残っていませんでした。私たちが知る限りでは、駐屯軍が戦争中に取り壊したんです。他の人たちの家もそうでした。でも、木曜島の人々は日本人をあたたかく迎え入れてくれました。戦後、島に移り住んできた白人たちは日本人を敵視していましたけど[※]。

開戦時に木曜島で抑留された日本人は580人を越えたが、戦後再定住したのは4家族30人のみだった。

このように戦後のオーストラリアに残った日系人はあちこちに分散し、戦前あった日本人コミュニティは事実上消滅したが、数は少なくともこの141人が戦前と戦後を繋ぐ唯一の日本人ディアスボラなのである。

7. 強制収容が引き起こした物的被害

前述のように、抑留中に家財や家屋の損失を受けた抑留者は、オーストラリア北部のブルーム、ダーウィン、木曜島元住民に多く見られた。しかし、このような物的被害を被ったのは抑留者だけではなく、同地域の一般住民にも及んだ。オーストラリア政府はこのような戦争被害に遭った住民に対し、戦後直ぐ、損害手当を支給した。しかし、ブルーム住民のシオサキ家の長女（二世の父親とアボリジニの母親）は次のように語る。

私たちは何もかも失いました。それが一番の打撃でした。でも、どうすることもできませんでした。政府は戦争の損害手当を出しただけ。それだって実際持っていたものから考えれば、ほんのわずかなもので…。でも、両親は甘んじてそれを受け取っていました。「言われるようするしかしようがない」と両親は言っていました。¹⁰

ブルームのジミー・チャイ（前述）は自宅だけでなく、商店の食堂とその備品、そして、タクシーを没収され物的被害が大きかった。ダーウィンのムラカミ家も損失は大きかった。父親のヤスキチは収容所で病死、家族は家屋・家財全てを失った。

この聴き取り調査を始めたころにはもうすでにほとんどの一世が亡くなってしまっていたため、実際にどのくらい財産損失の被害があったのか、実態をつかむのは難しい。また、家族全員で抑留されなかっただけ（前述の妻が白人のケースなど）は、このような被害に遭うことはなかった。ビクトリア州のジローランジで洗濯屋をやっていたイトウ、ハセガワ、フルヤ、ナガイは、抑留中、妻（白人）と家族が店を賄っていたので、損失はなかった。また、クイーンズランド州マカイの砂糖キビ農園をやっていたジャック・タカガキの場合は、白人の妻に先立たれていたため、子どもも一緒に抑留されたが、抑留中は、隣人が家と農園を守ってくれたので、戦後釈放されたとき、戦前と同じようにすぐ平常の生活に戻れたと言う。このように、日本人・日系人が被った被害度は地域や個々の事情でかなりの差があった。

8. 強制収容の不当性

オーストラリア政府の敵性外国人の取り扱いに関する行為は、すべて合法化されていた。当時、「オーストラリア市民」という法的枠組は存在せず、国民全員が「英國帝国臣民」だったのである。当時の国籍法は生地主義に法っていたが、戦時特別措置法に相当する国家保安（外国人統制）条令（1939～1946）により、敵性外国人を親にもつ二世や三世、そして敵性外国人と結婚している

女性（前述）は同じく敵性外国人と見なされた。また、オーストラリアの憲法には、法の手続きを経ない自由や財産の剥奪が違法となるような基本的権利の保証が全く含まれていなかった。とは言え、個々のレベルにおいては必ずしも「正義」が実践されたとは言えないである。

戦時中、日系人による、スパイ活動や利敵活動は一切なかった。戦後直後のオーストラリア政府側の声明を見ると、戦時民間人強制収容について不正があったかもしれないという認識がうかがえる。戦時中、外国人審問委員会議長をつとめ、1945年に初の移民大臣になったアーサー・コールウェルは1947年、次のように記している。

戦争により感情が高ぶり、敵国生まれである杏かには関係なく、いかなる外国人も、また外国人の名前を持つオーストラリア生まれの者が、迫害の対象になることがあまりにも多く起こった。（中略）1940年6月のフランス陥落から後、外国人統制に関わる活動によって引き起こされた、（避けることができたかもしれないが）数多くの悲劇が起きた。物事の性格上、これは必然であったのかもしれない。なぜなら、民主主義諸国が行なう戦争とは、ほとんど即効性の問題に関わっており、迅速で、かつ、効果的な行動が要求される緊急事態には、人権を緻密に深慮する時間はほとんどないからである。¹¹

同審問委員会でコールウェルの下で書記長を務めたラミディは、1987年筆者のインタビューに答えて「抑留は、反日感情で日本人が危害に遭うかもしれない、それから守るためにあった」と当時の抑留政策を正当化した。ブリスベンのトリマル家は全員連れて行かれたため、全てを失った。長女オリエルは次のように不正な取り扱いを訴えている。

…もし抑留が私たちを保護するために執られた手段だったとしたら、どうして前もって知らせなかったんでしょうか。どうして大事な所有物や家財を持って行くことについて、何らかの手続きをとらせてもらえなかつたのでしょうか…抑留が保護の手段だなんて、後から取つてつけ

た言葉です⁵⁰。

コーワエルが言った「避けることが出来た悲劇」とはこのように一人一人の体験を聞くことで浮かび上がってくる。

この聞き取り調査が行われたころには、二世たちもすでに高齢者に達しつつあった。現在、二世も次々と亡くなっている。また、この調査に対し、全員がインタビューを快諾してくれたわけではない。それは、開戦時に連行され収容されるまでの経緯、そして抑留中の経験、さらに戦後釈放後の再定住にまつわるそれぞれ個々の状況が複雑に絡みあっているのである。

シドニーのジョセフ・スズキ（前述）は釈放後、帰化申請が通り、日本姓を変え、オーストラリア軍に入隊した。筆者は彼に聞き取りインタビューを願い出たが、ジョセフの姉が、「ひどく逆上させることになるから、お願ひだから彼には会わないでくれ」という返事をもらった⁵¹。

インタビューで二世たちは収容所の「楽しい思い出話」は、躊躇なく話してくれた。しかし、「苦い思い出」については口が重かった。自分たちがそして自分たちの親が犯人のように強制的に連れて行かれたことが心の傷になっているのである。研究者内海愛子氏はこのような精神的外傷「トラウマ」は、戦争被害に付け加えられるべきだろうと述べている⁵²。

多くの抑留者は、連行された後、収容所に送られるまで暫くはそれぞれの土地の警察の留置所で拘束された。木曜島のダイバーのシバサキ・キュウキチ（妻はマレイ系の女性）の家族は父親のキュウキチが連れて行かれてから、一ヶ月後に拘束された。家族はブリスベン近郊にあるゲイソーンにある留置所に入れられた。三女のヒサコは当時5歳だった。「何も悪いことしないで刑務所に入れられて、当時のこと、子どもには一度も話したことありません」と語った。彼女は1996年、癌で亡くなったが、モルヒネ漬けになった彼女は病床で「あの留置所の房の尿の臭いと有刺鉄線のイメージに襲われてね」と言っていた⁵³。

収容所でのオーストラリアの取り扱いについては、二世たちからは、これと言った不満の声は出でていない。前述のオリエル・トリマルの妹グロー

「和解」のないままに
リーは次のように語る。

収容所といつても私たちがいたところは強制労働や大量虐殺の舞台となった日本やドイツの場合と違っていました。けれども、戦争が終わると没収財産の返還も、落ち着き先の手当でもなく、厄介払い同然に「開放」されました⁵⁴。

ダーウィン育ちのマスコ・ムラカミの弟、ジョー（終戦当時18歳）も「収容所の囲いは、バファー・ゾーンの役割を果たしていた」と言っている。彼は収容所を出てからの経験を次のように回想する。

反日感情に充満した社会に放り出され、収容所から出て初めて心理的な圧迫を感じたのです。私自身はこうした反日感情の直接の犠牲にはなりませんでしたが、どの新聞や雑誌を見てても、帰還した軍人たちの「無慈悲で残酷で狂信的な日本軍」に虐待された捕虜経験を語る記事でいっぱいでした。そして、しばらくすると、戦争に負けて荒廃した日本が、永久に武装を解かれて征服されるという記事が延々と続きました。こうした記事が何年も続いて掲載されました⁵⁵。

1962年、ジョーは日系である限りオーストラリアでは先が開けないと、日本で身を立てようと日本語を勉強しに日本へ渡り、そこで翻訳者になった。定年後の現在まだ、在日外国人として日本に居住し、オーストラリアと日本を行き来している。彼は強制収容による長期にわたる社会的隔離が及ぼす精神的なダメージを次のように書いている。

青年期の精神の形成期に大きな痛手を受け、血統のことにつれられるのではないかといつも怖れていた。お互いに過去の経験を話し合え、慰め合えるような同じ境遇の人も周りにいなかった。今日に至るまで、私たちは社会生活に必要なことが身に付かず、社会的なハンディを感じている。うちの兄弟も戦争の傷跡から抜け出せず、結婚もせず、心は満たされず、経済的にも

地理的にも制約されていて、自分の運命を変えようとするには今ではもう年をとりすぎてしましました。

前述のオリエル・トリマルは教育機会を剥奪されたことを次のように訴えている。

父は私に医者になってほしいと思っていた。そうでなくとも教育熱心な親でした。私は日本人のやり方に馴染めませんでしたから、収容所では教育を受けられませんでした。小学校まではオーストラリアの通信教育もありましたが、それ以上は何もありませんでした。

抑留者の就学生の教育は収容所抑留者自治運営委員会に任せていた。日本語を話さない、また日本人学校に適応できない就学生は放っておかれた。ヨーロッパ系抑留者には、高等教育まで通信教育が施されたが、日系人にはその機会がなかつた。

強制収容の不当性を最初に言い出したのは、前述のブルームのジミー・チャイである。彼は母方が日本人なので当時の法律の下では、抑留対象ではなかった。しかし、日系社会と密接な関係を持っていたことで、「利敵活動に関する可能性」があるとされ、連行された。彼は、抑留中に早期釈放の審査を願い出たが、受け入れられなかった。

1986年、チャイは、町の住民の嫌がらせで抑留されたことや戦後なかなか労働組合会員証を出してもらはず、仕事に就けず、生計が立てられず辛苦を味わったことなどを新聞やテレビで強制収容の「不正」を訴えた。彼は、強制収容による損害に対して補償がなされるべきだと感じていた。しかし、当時この訴えに日系人を含めるブルームコミュニティは沈黙を保った。彼は1993年90歳で亡くなった。

チャイの訴えとほぼ同時期、戦後メルボルンに再定住したトリマル家の姉妹も、強制収容の「不正」について行動を起こした。彼女らは国會議員に強制収容を訴える手紙を送った。しかし、「うまく行かないという手短な返信が届いただけでした。お金がほしいのではありません。ああいう強制が誤りだったことを国として認め、謝罪して

ほしいのです」と言っている¹⁰。

9. 戦後処置の流れの中で

日系アメリカ人やカナダ人社会は、それぞれの政府に責任を認めさせ、戦時強制収容に対して謝罪の言葉と補償を勝ち取った。アメリカの日系人の補償運動は1960年代起こった公民権運動に触発され高まったアジア系アメリカ人運動で目覚めた三世たちによって繰り広げられた¹¹。彼らによって、様々な団体が結成され、これらの団体は司法を通して多様な運動を繰り広げ、アメリカ政府に日系アメリカ人の強制収容の違法性を調査した。そして、その運動はカナダの運動を刺激するという副次効果をもたらした。2002年現在、ペルーの元抑留者たちも、現在、アメリカ政府を相手取って、補償運動に取り組んでいる。

しかし、オーストラリアに戦後残留した日系人は、あまりにも少なく、全国に分散し、アメリカやカナダで見られるような連携や団結は見られない。また、彼らは北アメリカに見られる日系人協会のような組織も持たない。それに、戦後、新たに形成されて行った日本人社会は新しい経済協力が前面に押し出された日豪関係の文脈の中で発展して行った。戦前からのジャパニーズ・オーストラリアンにはあまりにも遠い存在であり、そのつながりは皆無に等しい。

日系社会とは対照的に、オーストラリアにおけるイタリア系社会は根強く存続している。1942年初頭、クイーンズランド州や西オーストラリア州では一時期部分的に、イタリア人に対する大規模な強制収容が行われた。それにもかかわらず、彼らは戦後、大きな損害を被らずに社会に復帰したと言われている¹²。この違いには多くの理由が考えられる。家族全員が強制収容されなかつたため、家や家財を失わずにすんだこと、また、イタリア人元抑留者や戦争捕虜は、オーストラリア政府の戦後人口増大計画の範疇に入り、定住が認められたことなどである。その上、さらに大規模なイタリア人の移民を受け入れたことで、戦前からのイタリア人のコミュニティは維持されるだけではなく拡大することになった。

1991年8月8日、西オーストラリア州政府は、

第2次世界大戦中の強制収容に遭ったイタリア系抑留者たちに謝罪するため、バースで晩餐会を開催した。当時の西オーストラリア州首相カーメン・ロレンスは次のように述べた。

州首相として、私は西オーストラリア州政府、及び、州民を代表し、抑留者やその家族たちが精神的な傷、及び、経済的な困窮を負わされたことをここに認めます。……当時の政策決定は、混乱や疑惑、不確実性の雰囲気の中に行われました。過去の過ちを非難することは、このような過ちが将来再び繰り返されないようにすることより容易であります⁵⁴。

時期をほぼ同じくして、ニュー・サウス・ウェールズ州政府もイタリア人元抑留者に似たような「和解」の昼食会をシドニーで主催した。しかし、今日のようにイタリア人社会がオーストラリア社会に政治的に影響力が大きくなかったとしたら、まず、このような謝罪の言葉は勝ち取れなかつたであろう⁵⁵。

一方、ドイツ人社会に関しては、第一次世界大戦中の強制収容が引き起こしたような傷跡はほとんど見られなかつた。それは、強制収容にあったのがごく限られた「危険人物」のみで、大規模な抑留は行われなかつたため、日系やイタリア人社会が被つたような「避ける事ができた悲劇」の発生率が低かつたと思われる。その背景には、オーストラリア政府が第一次世界大戦中のドイツ人にに対する強制収容の「不正」をかなり意識していたことなどが挙げられる。

10. おわりに

オーストラリアの日系抑留体験者は、チャイやトリマルのように「不正」を訴える人は少ない。強制収容は「過去のこと」、「いまさらことを荒立てるのは」というのがほとんどである。白系オーストラリアの母とシーカ教徒のインド人の父に生まれたジャックは、子どもの時、西オーストラリアのジェラルトンの山本という日本人家庭に里子に出され、そこで育つた。開戦時、15才だった彼はその家族の一員として、抑留された。彼は、

「和解」のないままに抑留解除後改名し、オーストラリア軍に入隊し、朝鮮戦争に行った。彼は「補償を求めて行動を起こし、前例をつくればいいじゃない?」という息子に向かって、「そうしたからといってどうなるっていうんだい」と答えている。

日本との戦争体験により、オーストラリアの日本人観は、必然的に色眼鏡で見られるようになつた。元抑留者は、戦後しばらくの間、戦時中の体験や自分たちのエスニシティについては口をつぐんでいた。ある者は日本人の血を引いていることを隠し、ある者は中国人の振りをし、ある者は名前を英語名に改めた。

シドニーのナカタ家の二世（混血）は日本人の父親が戦前に既に亡くなつてゐたし、息子がオーストラリア軍に入隊していた。白人の母親と娘は抑留されなかつた。1997年、三世のエリックは筆者宛ての手紙に次のように書いてゐる。

日本人の血が入つていて叔母はつらい目にあいました。彼女は日本人の混血であることをひたすら隠しました。もう1人の叔母は戦争が始まつてから苗字を英語名に変えました。自分は顔かたちで日本人の血が入つていてことを自覚せざるを得なかつたです⁵⁶。

ジョー・ムラカミは、「オーストラリアは白豪主義時代から完全に脱皮していないし、今でもそのような話題（血統について）が出た時には本能的に身を引いてしまいます。それは終戦直後の体験によって引き起こされる条件反射のようなものなんです」と書いてゐる。

今日この反日感情は日豪関係の狭間で出没するのである。1980年代後半から90年代初頭にかけて、バブル経済で日本人投資家がオーストラリアの不動産を買い漁った時、反日感情がオーストラリアの各地で浮上した。しかし、バブル崩壊とそれに続く、不動産の売却によって、反日感情は徐々に治まつたものの、反日感情はオーストラリアにおける反アジア人感情とともにしばしば表面化する。そんな時、日系二世・三世はとかくとばっちりを受ける。日本人観光客で賑わうケアンズに住む木曜島生まれの日系二世サダコは次のように語る。

町には反日感情が確かにあります。ケアンズの通りを歩きなくありません。私が日本人に見えるために、この町の人は時々通りで、ひどいことを言うからです。

シドニーに住むサダコの姉、エブリンもブリスベンのオリエルも「アンザック・デーには、テレビは見ない」と言う。毎年4月25日のアンザック・デーにはあの戦時中の「無慈悲で残酷で狂信的な日本」のイメージが必ずテレビや新聞でクローズアップされるからである。彼女ら抑留された「当事者」にとって、この戦時中の日本軍のイメージこそできれば「拭い取りたい記憶」であり、それを避けて通ることは長い間身につけた保身術なのである。というのは、日系人強制収容はこのイメージが内在するエスニシティを理由に行われたからである。

アメリカやカナダの日系人に対する戦後処理は「公聴会」という場での当事者からの「語り」によって、埋もれた個々の「記憶」が「集合的記憶」へと発展していった。それを促したのはアメリカ・カナダ市民としてはっきりと自覚した三世たちである。アメリカ・カナダの日系人強制収容の不正は、国家内の「公民権」にたいする侵害という形で補償を勝ち取った。彼らの体験は「国家の記憶」として生きている。

しかし、オーストラリアにおける日系人強制収容は法的に「他者」即ち、「非」オーストラリア市民に向けて執られた戦時特別処置であるとされている。従って、それに対する法的な過ちはないということになる。しかし、その措置は人種的偏見と戦時ヒステリアによって動機付けられていた。法的にオーストラリア国籍が生まれたのは、戦後1948年である。その後、オーストラリアの人種差別に対する立法は徐々に改められ、エスニシティではなく、国籍に基づく人権が拡大された。1969年には、人権差別撤廃国際協定(ICEAFRED)に署名した。そして、オーストラリアは1975年に制定された人権差別禁止法により「人権、肌の色、血統、出生国またはエスニシティ」に基づく差別が違法となつた。

オーストラリアにとって、日系人の強制収容はごく小さな出来事でしかなかった。その体験は当

事者の「記憶」のみに留まり、イタリア系抑留者との連繋もない。そして、一世世代は「語らぬまま」亡くなっていた。

もし、オーストラリア社会が民間人強制収容から教訓を得ることがあるとしたら、それは少なくとも、前述のカーメン・ロレンスの言葉にあるように「このような過ちが将来再び繰り返されないようにすること」とともに、強制収容と強制送還の実態を明らかにすることが、今日の多文化多民族国家を標榜するオーストラリアの責務である。

[注]

- (1) 外務省公文書A700,9/11/1/10/2, 28 Feb 1942.
- (2) Girdner, C.H., *Pawns in a Triangle of Hate: The Peruvian Japanese and the United States*, Seattle, University of Washington Press, 1981.
- (3) Bevege, M., *Behind Barbed Wire: Internment in Australia during World War II*, University of Queensland Press, 1993; Fisher, Gerhard, *Enemy Aliens: Internment and the Homefront Experience in Australia 1914-1920*, University of Queensland Press, 1989; Winter, B., *Stalag Australia*, Sydney, Angus & Robertson, 1986, etc.
- (4) Adachi, K., *The Enemy That Never Was*, Toronto, McClelland and Stewart, 1976; Sunahara, A., *The Politics of Racism*, Toronto, James Lorimer, 1981; Thomas, D., and Nishimoto, R., *The Spoilage: Japanese American Evacuation and Resettlement*, University of California Press, 1946, etc.
- (5) 聴き取り取材はオーストラリア全国紙に出した「情報求む」の広告に応えてくれた人たちを手がかりに徐々にネットワークを広げた。1985年から87年にかけ、オーストラリア国内、日本、台湾への第一段階の取材旅行を重ねた。第二段階は1990年から1992年にフォローアップ・インタビューと新しく連絡がとれた人との追加調査を行った。合計オーストラリア軍部側17人、元抑留者67人(台湾人3人)が応じてくれた。当時、収容所で中心的存在であった一世のほとんどはすでに亡くなっていたため、インタビューは一世が大半を占めた。調査時、彼ら自身すでに60~70歳代に入っていた。インタビューはほとんどの場合本人たちの自宅で行った。
- (6) 博論は本として出版された。Nagata, Y., *Unwanted Aliens: Japanese Internment in Australia during WW2*, University of Queensland Press, 1996. 日本語短縮版『オーストラリア日本人強制収容の記録』: 知

「和解」のないままに

- られざる太平洋戦争』2002年12月に一般書として高文研から出版。
- (7) 最高時はこの数より多少増えたはずであるが、政府側の記録には出てこないため、日本人抑留者の正確な数や内訳は把握しにくい。また、1942年7月の捕虜交換や早期釈放などで移動もあった。オーストラリア保安局の記録によると、1944年3月時点でオーストラリア生まれ（約100人）を除く、オーストラリアの日本人抑留者は587人となっている。内訳は西オーストラリア州からが251人、クイーンズランド州が247人、ニュー・サウス・ウェールズ州が69人、ビクトリア州が19人、南オーストラリア州が1人（ノーザンテリトリーは南オーストラリア州の管轄であったので、この数はダーウィンの日本人と思われる）となっている。この数のほかに木曜島、ブルーム、ダーウィン近辺で抑留された真珠貝産業従事者約500人がいる。彼らは1943年7月に民間抑留者から戦争捕虜のカテゴリーに再分類されたため、上記の587人に含まれていない。
- (8) 内訳はオランダ領東インド諸島（蘭印）からが1,949人、ニューカレドニア1,124人、ニューヘブリデス諸島34人、ソロモン諸島3人、ニュージーランド50人である。
- (9) 国外組に関する記述は *Unwanted Alien: Japanese Internment in Australia during WW2* (1996)、もしくは日本語版「オーストラリア日本人強制収容の記録」を参考にされたい。
- (10) 1901年の統計によると、在留邦人(日本生まれ)3,602人中、これらの地域に在住する日本人が3,235人いた。Murakami, Y., "Civilised Asian: Images of Japan and the Japanese as viewed by Australians from the early Nineteenth Century to 1901", PhD thesis, University of Queensland, 1999, p. 200.
- (11) Jones, N., *Number 2 Home*, Fremantle Arts Centre Press, Western Australia, 2002, p.71.
- (12) これは北米で見られた帰米一世、帰加一世と同じように、帰豪一世と呼ぶことができる。
- (13) Taijiro Ichikawa (former consular staff), Fujisawa, 29 Jan. 1987.
- (14) Lamidey, N., *Aliens Control in Australia: 1939-1946*, Government Report, Sydney, 1974, p.53.
- (15) シドニー公文書C123, Criminal Investigation Files, 1 July 1942.
- (16) CRS A 373, 10298, 木曜島日本人会事務局没収資料, List 2, Section 38
- (17) キャンベラ公文書A373, 1/505/48, Case No. 34.
- (18) シドニー公文書C123, Criminal Investigation Files, 1 July 1942.
- (19) メルボルン公文書MP729/6, 65/401/135, 17 Feb. 1941.
- (20) 前掲公文書。
- (21) 前掲公文書。
- (22) 前掲公文書。
- (23) 真珠貝産業従事者他海域関係の職についていた者は民間抑留者から戦争捕虜扱いに分類されることになり1943年4月に再編成が行われ、ヘイ収容所に集められた。
- (24) *Sunday Telegraph*, 25 Feb. 1945, in シドニー公文書 C123 Criminal Investigation File.
- (25) 1942年から1945年までに22,000人のオーストラリア兵が日本軍の捕虜に取られ、3人に1人が死んでいる。
- (26) McKerman, M., *All In: Australia During the Second World War*, 1983, pp. 111-112.
- (27) The late Masuko Murakami, Darwin, 29 Aug. 1986.
- (28) The late Jimmy Chi, Broome, Western Australia, 25 Aug. 1986.
- (29) Evelyn Suzuki, Cairns, Queensland, 5 Nov. 1990.
- (30) Peggie Carlie, Derby, Western Australia, 26 Aug. 1986
- (31) Lamidey, p.1.
- (32) Joe Murakami, letter, 16 July 1988.
- (33) Hanna Suzuki, Adelaide, S.A., 31 Oct. 1990.
- (34) 内海愛子、H.L.B. マヒュー & M. フアン・ヌフュレン『ジャワ・オランダ人少年抑留所』梨の木舎、1997、p.27。
- (35) The late Hisako Jenkins, Brisbane, Dec. 1995.
- (36) Glory Torimaru, 朝日新聞、1991年8月20日、p. 5.
- (37) Joe Murakami, letter, 16 July 1988
- (38) 前掲文書。
- (39) Oriel Vallance, Brisbane, 24 Aug. 1987.
- (40) 彼の息子Jimmy Chi Juniorはステージ・ディレクターで、父の迫害された経験を「プランティーニュー」というミュージカルで描いている。
- (41) Glory Torimaru, 朝日新聞、1991年8月20日、p. 5.
- (42) 岡部一明『日系アメリカ人：強制収容から戦後補償へ』1991、p.13。
- (43) イタリア移民史の研究者、リチャード・ボスワースは、強制収容は多くの者に精神的傷跡を残したと主張している。See Bossworth, R. and Ugolini, R., eds. *War, Internment & Mass Migration: The Italo-Australian Experience 1940-1990*, Gruppo Editoriale Internazionale, 1992, p.103.
- (44) Lawrence, C., letter, 14 May 1993 in Nagata (1996), p.277.

- ⑥5 オーストラリアのイタリア系社会は国内で一番大きい移民社会を形成している。
⑥6 Peter Eccleston, letter, 20 July 1997.
⑥7 Joe Murakami, letter, 16 July 1988.

- ⑥8 Sdako Ike, Cairns, 1 July 1992.
⑥9 Human Rights Commission, The Australian Citizenship Act, 1948, Section I, II-9, Appendix 2.

[2002年10月22日受理]

Unsettled Matter : Legacy of Japanese Internment in Australia

Yuriko Nagata

[Department of Asian Languages and Studies, University of Queensland]

During World War II, the Australian Government applied wholesale internment to Japanese residents in Australia. The Japanese community in Australia was small and easily identifiable. The catch-all policies which were applied to Japanese in Australia were simple and expedient. The Japanese were held in three internment camps which were located inland. As a result of internment and the subsequent deportation of most Japanese residents after the war, pre-war Japanese communities in Australia were largely snuffed out. Only a handful Japanese Australians were allowed to remain in Australia after the war. The purpose of my paper is twofold. Firstly, I will give an overview of the Japanese internment experience in Australia - from internment to repatriation/deportation. I will then focus on a few individual Japanese Australians still living in Australia to describe what internment meant for them, its effects and where they are now in contemporary Australian society.